

## 保育間伐の実施について(林野庁長官宛て)

活用型で発生する経費が販売収入を上回っていた経費の額(支出) 1億1191万円

### 1 事業の概要

#### (1) 保育間伐等の概要

林野庁は、森林・林業基本法に基づき、森林の適正な整備を推進するために、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進等の必要な施策(以下「森林整備事業」)を講ずることとしている。そして、森林整備事業の一環として、造林木の生育を助けるために、造林木の一部を伐採する間伐(以下「保育間伐」)が行われている。

#### (2) 存置型と活用型の概要

同庁は、「国有林における保育間伐の推進について」(以下「通知」)等に基づき、公益的機能の高度発揮とともに、資源の有効活用等にも資するため、保育間伐を推進している。通知によれば、保育間伐は、林分の密度を調整する保育間伐(存置型)(以下「存置型」)と林分の密度を調整するとともに資源の有効活用を図る保育間伐(活用型)(以下「活用型」)に区分して実施することとされている。

「伐採系森林整備のすすめ方」によれば、存置型は、間伐により伐採した林木をそのまま林内に残すのに対して、活用型は、伐採した林木を林外に搬出して木材として利用するものとされている。そして、保育間伐等の伐採を伴う森林整備事業は、森林の整備を目的として行うものであり、販売を目的とする生産事業に比べて立木の直径が小さいなど林分内容の劣る箇所を対象に事業を実施することが多くなるものと考えられることから、存置型で実施する場合もあるが、販売可能なものは経済的合理性も勘案して活用型により極力販売するよう努めることとされている。

#### (3) 保育間伐に係る経費等について

森林管理署等は、保育間伐の実施に当たり、存置型の場合には、作業道の作設、伐倒する立木の選木及び立木の伐倒の作業を、活用型の場合には、これらに加えて、伐倒した立木を一定の長さに切断して木材に加工する造材、造材した木材を林内から現場に設置されている土場まで運搬して集積する集材、土場から市場等へ運搬するトラック運搬、これらの作業により生産した木材の数量等を確定させるための検知等の作業を、造林請負契約、素材検知等業務委託契約等により実施している。

また、森林管理署等は、造林請負契約を発注するに当たり、<sup>(注1)</sup>伐区ごとに保育間伐を存置型で実施するか活用型で実施するか選択した上で、同庁又は各森林管理局が定めた積算基準(これらを「積算基準」)に基づき、選木、伐倒、造材、集材、トラック運搬等の作業種ごとの経費を算出するなどして予定価格を算定し、これを基に入札を行うなどしている。

そして、活用型の場合には、国有林野の産物売払規程等に基づき、上記の造林請負契約等により生産された木材を森林管理署等が木材市場と販売委託契約を締結するなどして販売している。

以上のとおり、存置型では、作業道の作設、選木及び伐倒の経費が発生するのに対して、活用型では、存置型で発生する経費に加えて、造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費(造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費を「活用型で発生する経費」)が更に必要となる一方で木材の販売による販売収入を得られることになっている。

(注1) 伐区 造林から伐採までの一連の作業が行われる区域

### 2 本院の検査結果

<sup>(注2)</sup>27森林管理署等の計441伐区に係る造林請負契約53件の金額に、同請負契約で生産された木材に係る素材検知等業務委託契約及び販売委託契約の金額を加えた活用型に要した経費(計35億1587万

円)及び同請負契約で生産された木材に係る販売収入(計18億8602万円)を対象として、同庁、4森林<sup>(注3)</sup>管理局及び27森林管理署等において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(注2) 27森林管理署等 福島、会津、棚倉、塩那、群馬、静岡、富山、中信、南信、木曾、岐阜、飛騨、東濃、愛媛、安芸、四万十、福岡、熊本南部、大分西部、宮崎、鹿児島、大隅、屋久島各森林管理署、白河、村上、南木曾、都城各森林管理署支署

(注3) 4森林管理局 関東、中部、四国、九州各森林管理局

#### (1) 活用型により実施している伐区における経済的合理性の検討状況

4森林管理局の27森林管理署等は、保育間伐の実施に当たり、林道が整備されていないなど地理的条件が不利になっている箇所等は存置型とし、それ以外の箇所は原則として活用型で実施することとして、前記の441伐区について、同庁から経済的合理性を勘案する際の具体的な考え方や方法が示されていないことから、経済的合理性の有無を確認することなく、一律に活用型で実施していた。

そこで、活用型で実施する合理的な理由について同庁に確認したところ、土砂の崩落等により伐倒木が流出して被害を拡大させるなどの災害リスク等がある箇所は、伐倒木を林内にそのまま存置せずに林外に搬出する必要があるとのことであった。しかし、前記441伐区のうち4森林管理局の19森林管理署等が締結した25契約の117伐区(活用型で発生する経費の契約金額計4億2124万円)については、災害リスク等がある箇所に該当せず、経済的合理性を勘案して存置型によるか活用型によるかを選択することができる箇所となっていたが、19森林管理署等は、伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどしていなかった。

#### (2) 経済的合理性を勘案することができる伐区における活用型で発生する経費と販売収入との経済比較の試算

存置型及び活用型で必要となる作業に係る経費の積算についてみると、存置型・活用型にかかわらず必要となる作業に係る経費のうち、作業道の作設に係る経費は、他の森林整備事業等において作業するのにも必要なため、また、選木及び伐倒に係る経費は、積算基準によると、存置型で実施する場合と活用型で実施する場合と同様の作業となるため、それぞれ存置型で実施する場合と活用型で実施する場合で差はなかった。一方、活用型で発生する経費のうち、造材、集材及びトラック運搬に係る経費は、作業種ごとに必要な人日数に労務単価及び機械損料をそれぞれ乗ずるなどして算出することとされている。このため、造材において立木1本当たりの材積が小さい場合は同じ材積の木材を生産するのにより多くの回数、林木を切断する必要があったり、集材やトラック運搬において運搬する距離が長い場合は同じ材積の木材を運搬するのにより時間を要したりすることから、伐区ごとの林分内容や立地条件により経費が変化することになる。また、一般的に低質材の販売価格は一般材の販売価格に比べて安価になっているため、販売収入は林分内容により変化することになる。

そこで、前記の災害リスク等がある箇所に該当せず、経済的合理性を勘案することができる25契約の117伐区<sup>(注4)</sup>について、伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を試算して比較したところ、14森林管理署等が締結した18契約の76伐区については、一般材に比べて販売価格が安価となる低質材が多く含まれていたり、立木1本当たりの材積が小さかったり、集材又はトラック運搬の距離が長かったりなどして、林分内容や立地条件が劣った伐区となっていたため、活用型で発生する経費が販売収入を計1億1191万円上回っていた。

(注4) 14森林管理署等 福島、棚倉、静岡、富山、南信、岐阜、飛騨、東濃、安芸、宮崎、鹿児島、屋久島各森林管理署、白河、村上両森林管理署支署

### 3 本院が表示する意見

同庁において、森林管理署等に対して、保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示する。